



武雄市公告第 6 号

公 告

次のとおり公募型プロポーザルに付すこととしたので公告する。

令和5年2月1日

武雄市長 小松 政



1 概要

(1) 業務名

令和5年度 武雄市行政放送動画制作業務

(2) 業務の仕様等

公募型プロポーザル説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

令和5年4月1日より令和6年3月31日又は業務完了日のいずれか早い日まで（ただし、業者決定後、令和5年3月31日までの間は、業務開始に係る準備（引継）期間とする。準備期間の経費は、事業者の負担とする。）

(4) 事業予算額

予算上限額 5,720 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、この金額は契約金額の限度を示すものであり、この金額で契約する事を約束するものではない。

2 事業者選定方式

公募型プロポーザル方式とし、提案書及び広報試作版等を基に審査を行い、最も高い評点を獲得した者を選定する。

3 スケジュール

- | | |
|----------------|--------------------|
| (1) 参加表明書の提出期限 | 令和5年2月7日（火）午後5時必着 |
| (2) 質問受付期間 | 令和5年2月1日（水）～10日（金） |
| (3) 質問回答期限 | 令和5年2月14日（火） |
| (4) 提案書の提出期限 | 令和5年2月17日（金）午後5時必着 |
| (5) 審査・事業者の決定 | 令和5年3月3日（金）予定 |

(6) 契約締結

令和5年4月1日(土)予定

4 参加資格等

次の項目を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の4の規定のいずれも該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律154号)による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てをした者でないこと。ただし、更生手続開始の決定を受けた者及び再生計画認可の決定(確定したものに限る。)を受けたものを除く。
- (3) 市内に本店(個人事業主の場合は住所)または営業所を有し市税等の滞納がなく、暴力団員による実質的な経営への関与等、暴力団員との関係を持たない者、又は令和3年・令和4年度入札参加資格者名簿に登載されている者。
- (4) 随時、迅速かつ具体的な連絡・調整・協議等が可能な者であること。

5 参加表明の手続き

(1) 提出書類

- ① 公募型プロポーザル参加表明書(様式1)
- ② 会社概要及び過去5年間の主な媒体制作等の実績(様式2)
- ③ 誓約書(様式3)
- ④ 納税証明書又は滞納のない証明書(令和5年・令和6年度入札参加資格者名簿に登載されている者は除く)

- (2) 提出期限 令和5年2月7日(火) 午後5時必着

6 質問書の提出手続等

- (1) 提出期間 令和5年2月1日(水)～10日(金)
- (2) 提出書類 仕様書に関する質問票(様式4)
- (3) 提出方法 書面またはEメールで提出すること。ただし、Eメールで提出する場合は、事務局に対して電話で着信の確認を行うこと。
Eメール: info@city.takeo.lg.jp
- (4) 回答期限 令和5年2月14日(火)
- (5) 回答方法 全ての質疑回答を参加表明者全員に通知

7 提案書等の提出

- (1) 提出期限 令和5年2月17日(金) 午後5時必着
- (2) 提出書類

「武雄市行政放送動画制作業務 企画提案書作成要領」による書類等

- ① 武雄市行政放送動画制作業務 企画提案書（様式5） 1部
- ② デモ動画（2分程度×3種類）※MP4ファイルをCDRなど電子媒体に格納 1部
- ③ 武雄市行政放送動画制作業務委託 見積書 1部

8 審査

- (1) 期日 令和5年2月22日（水）予定
- (2) 評価基準
 - ① 業務実績及び体制
 - ② 企画力、デモ動画の訴求力、見やすさ
 - ③ 見積額
- (3) 事業者の決定
提案書及びデモ動画等を基に審査を行い、最も高い評点を獲得した者を選定する。
- (4) 結果の通知及び公表
審査の結果は、参加表明者全てに対し、書面によりその旨を通知する。

9 選定委員会

- (1) 選定は「武雄市行政放送動画制作業務 公募型プロポーザル選定委員会」で行う。
- (2) 選定委員会は、武雄市職員及び外部有識者で構成する。
- (3) 審査方法
審査委員会会議は、非公開とする。ただし、決定事業者及び審査講評については、武雄市ホームページで公表する。

10 評価結果の公表等

- (1) 評価結果の公表
広報課において、すべての提案事業者及び評価結果を公表する。
- (2) 評価結果の説明
評価結果については、通知日から起算して7日以内に広報課に説明を求めることができる。

11 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出方法、提出先及び提出期限に適合しない提案
- (2) 仕様書に示された条件に適合しない提案
- (3) 参加表明書に記載された者以外が行った提案
- (4) その他要領等において示した条件等を満たさない提案
- (5) 提出書類に虚偽の記載をしたもの
- (6) 選定結果に影響を与えるような不正を行ったもの

12 その他留意事項

- (1) 提出期限までに提出場所に提出しなかった提案書等又は参加資格のない者が提出した提案書等は無効とする。
- (2) 提案書等の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。
- (3) 提出された書類は、返却しない。
- (4) 提案書等は、本業務委託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。ただし、武雄市情報公開条例に基づき公開する場合、最優秀提案者の提案書を公開する場合はこの限りではない。
- (5) 各手続きや問い合わせ等に可能な時間帯は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし、土曜日、日曜日及び祝日は除くものとする。
- (6) 本プロポーザルで選定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として選定したものであり、地方自治法及び同法施行令に基づく契約手続の完了までは、市との契約関係を生じるものではない。

13 問い合わせ先

武雄市企画部広報課

住所 〒843-8639 武雄市武雄町大字昭和1 2 番地10

電話番号 0954-23-9121

Fax 番号 0954-23-3816

E-mail info@city.takeo.lg.jp